

【令和4年3月2日変更】

いの町森林整備計画

計画期間 自 平成31年 4月 1日
至 令和11年 3月31日

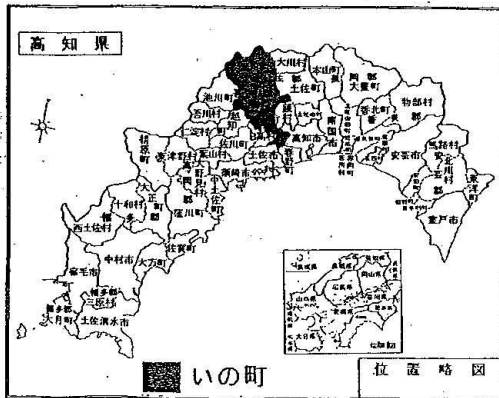
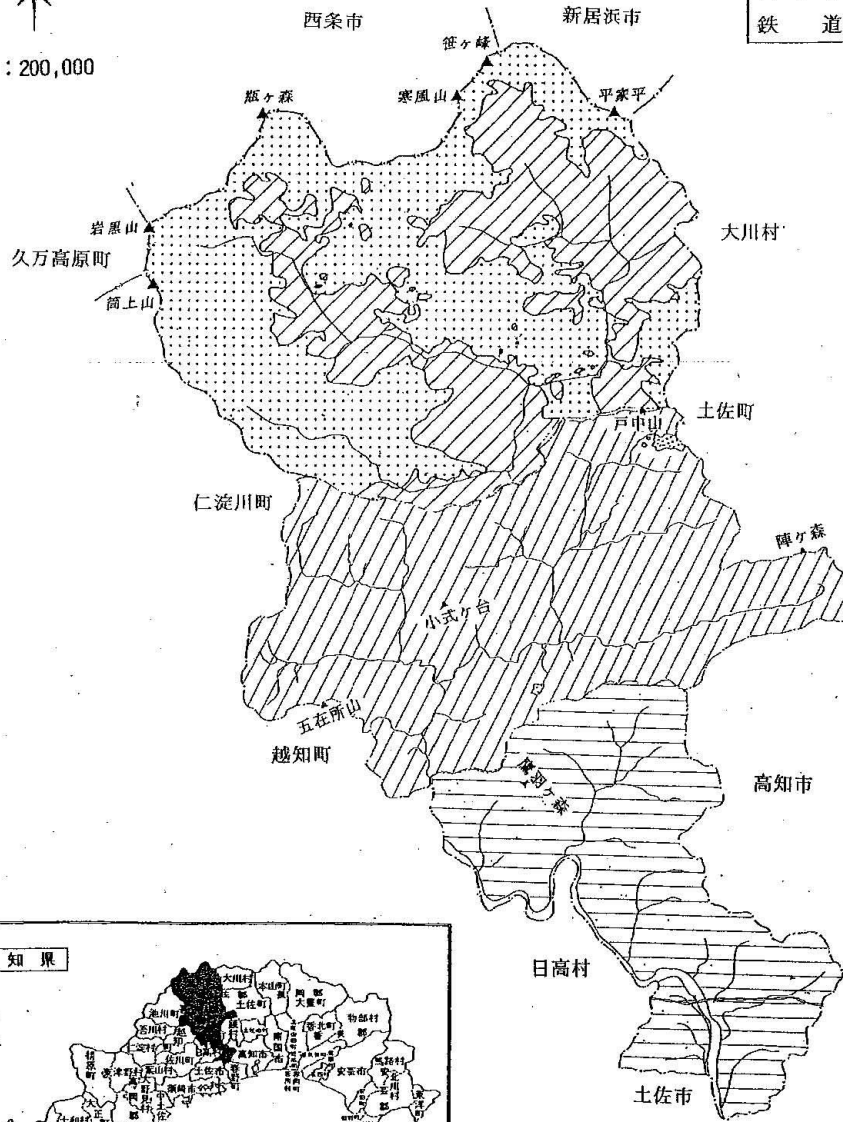
高 知 県

い の 町

市町村位置図

凡 例	
山 岳	▲
河 川	—
都道府県界	◇—◇
市町村界	—
民有林	▨
国有林	▩
鉄 道	—+—+—+—

1 : 200,000



目 次

I	伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	1
II	森林整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	1
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	1
3	その他必要な事項	2
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	2
2	天然更新に関する事項	2
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	3
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	3
5	その他必要な事項	3
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	3
2	保育の種類別の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	3
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	3
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	4
3	その他必要な事項	8
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	9
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	9
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	9
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	9
5	その他必要な事項	9
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	9
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	9
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	9
4	その他必要な事項	9

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	9
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	9
3	作業路網の整備に関する事項	10
4	その他必要な事項	16
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	16
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	16
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	17
III 森林の保護に関する事項		
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	17
2	その他の事項	17
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	17
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	17
3	林野火災の予防の方法	17
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	17
5	その他必要な事項	17
IV 森林の保健機能の増進に関する事項		
1	保健機能森林の区域	17
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	17
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	17
4	その他必要な事項	18
V その他森林の整備のために必要な事項		
1	森林経営計画の作成に関する事項	18
2	生活環境の整備に関する事項	18
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	18
4	森林の総合利用の推進に関する事項	18
5	住民参加による森林の整備に関する事項	18
6	経営管理制度に基づく事業に関する事項	18
7	その他必要な事項	18

I 伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林整備の基本方針

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐とする。主伐に当たっては、以下の(1)から(5)までに留意する。また、集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、集材に関する事項を踏まえることとする。

- (1) 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めることとする。
- (2) 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。
- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮することとする。
- (4) 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置することとする。
- (5) 上記(1)～(4)に定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、おおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐

択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林方法が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とすることとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

3 その他必要な事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現状、気候、地形、土壌等の自然条件から、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

なお、県の定める天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 天然更新の標準的な方法

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成 24 年 3 月 30 日付け 23 林整計第 365 号林野庁森林整備部計画課長通知）の（解説編）の 3 の 3 - 2 の 4 における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

ただし、IVの 1 の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備 考
該当なし	

4 森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

令和 3 年 3 月 2 2 日公表の森林整備計画のとおり。

5 その他必要な事項

令和 3 年 3 月 2 2 日公表の森林整備計画のとおり。

第 3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

令和 3 年 3 月 2 2 日公表の森林整備計画のとおり。

2 保育の種類別の標準的な方法

令和 3 年 3 月 2 2 日公表の森林整備計画のとおり。

3 その他必要な事項

令和 3 年 3 月 2 2 日公表の森林整備計画のとおり。

第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

令和 3 年 3 月 2 2 日公表の森林整備計画のとおり。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とし、その区域については別表1のとおり定めるものとする。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、特に効率的な施業が可能な森林について、新たな区域の設定に向けた検討を行うこととする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとする。

【別表1】

伊野地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	7,503
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	4,689
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	136
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,446

吾北地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,456
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	3,373
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	96
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	14,159

本川地区

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	6,249
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	1,612
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	—
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	森林整備計画概要図のとおり	8,051

【別表2】

伊野地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~110-1	7,503
長伐期施業を推進すべき森林		1-1~4-1、4-3、5-1、5-2、6-3~7-1、8-1~9-2、9-4、10-1、12-1、13-2、13-3、13-5、14-3、17-1、17-2、18-1~19-2、19-4~21-7、22-1~28-4、29-2~30-4、31-2~32-3、33-2~35-3、35-5~36-3、37-6~38-4、39- <u>2</u> 、39- <u>3</u> ~40-2、42-2、42-7、43-2~43-4、43-6、44-2、44-4~46-1、47-1、48-1~48-3、50-1、51-1~51-5、52-1~53-3、55-3、56-1、57-6~57-9、60-3~61-1、61-3、61-5、63-4、65-2、65-4、65-5、66-2、66-3、67-2~67-5、68-4、68-5、68-7~68-10、69-8、69-9、71-1、71-2、71-5、72-2、72-3、73-4、73-6、73-9、73-10、73-13、74-2、74-5、74-7、74-10、75-1、75-3~75-5、76-4、77-2、77-3、78-2、78-3、78-5、78-6、78-8、80-6、80-9、81-1、81-4、81-5、81-7、82-1、82-2、82-4~82-7、82-9、82-10、82-12~83-2、83-4~83-7、83-9、83-11、83-12、84-3~84-6、87-1、87-2、88-3、89-1、89-3、90-1、91-1~110-1	4,689
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

吾北地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~34-6、34- <u>7</u> 、34- <u>9</u> 、35-1、36-5~124-2、124-4~191-1、191- <u>2</u> 、192-1~203-3	14,456
長伐期施業を推進すべき森林		1-3、1-5、8-3、11-4、11-5、12-1、15-4、15-6、16-4、19-2、20-2、21-1、21-2、22-3、23-3、24-5、28-1、28-2、28-4、30-4、30-5、32-1、34-3、34-6、34-7、34- <u>9</u> 、38-5~39-6、41-1、42-2、43-3、44-5、45-1、45-3、46-2、49-4、50-5、52-5、52-7、53-5、53-6、55-3、58-2、58-3、59-4、64-3、68-1、68-3、69-1、70-2、71-2、71-3、72-4、73-1、74-2、78-1、78-3、79-2、79-3、80-1、81-1、81-4、82-1、89-1、89-2、89-4、90-1、91-3、93-2、95-1、95-2、95-4、97-4~98-2、99-1~101-2、102-2~106-1、108-1、109-2、109-3、110- <u>2</u> 、110-3、111-2~112-1、113-1、117-1、118-3、119-2、121-4、124-2、125-3、134-6、136-2、136-3、137-2、137-4、139-3、141-3、141-5、142-1、143-2~144-1、145-3、145-5、146-1、147-2、148-3、154-2、156-3、157-3、160-2、161-1、167-5、168-1、169-2~170-1、172-4~173-3、174-4、176-3、177-3、181-3、184- <u>1</u> 、187-2~188-1、190-3、191- <u>2</u> 、194-5、195-2、196-4、197-2、197-3、198-1、198-3~198-6、199-3、200-2、200-3、201-2~201-5、202-1~202-4	3,373
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

本川地区

施業の方法		森林の区域（林班－小班）	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林		1-1~6- <u>2</u> 、7-1~13-3、13- <u>4</u> 、13- <u>5</u> 、 14-1~73-4、84-1、84- <u>2</u> 、86- <u>1</u> 、88- <u>3</u> 、 89- <u>1</u> 、90- <u>1</u> 、92- <u>1</u> 、93- <u>2</u> 、94- <u>1</u> 、 94- <u>2</u> 、97-1~111-2、112-2~114-5	6,249
長伐期施業を推進すべき森林		7-2、7-3、11-1、11-5、12- <u>4</u> 、15-1、 16-1、21-1、24-1、25- <u>1</u> 、26- <u>1</u> 、27-1、 36-1、37-1~42-1、43-3、46-3、47-3、 48-2、49- <u>3</u> 、50-1、50-2、51-2、52-2、 56-2、58-1、59-1、59-2、60-4~62-1、 64-1、66-4、67-3、67-4、84- <u>2</u> 、88- <u>3</u> 、 89- <u>1</u> 、90- <u>1</u> 、94- <u>2</u> 、110-1、110-2、 112-4、114- <u>1</u> 、114-3	1,612
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	—	—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		—	—

注) 数値は、小班区域の一部を意味する。

3 その他必要な事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 5 その他必要な事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 4 その他必要な事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、かつ、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体とした森林施業の加速化等といった森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

基幹路網の整備計画については、下表のとおりとする。

基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用 区域 面積 (ha)	うち 前半 5年 分	対図 番号	備考
開設	自動車道		下八川 大野内	土居柳野	6,000	1,429	○	①	吾北 地区
開設	自動車道		清水上分 ナロ	鈴山	240	82	○	②	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	350	115	○	③	吾北 地区
開設	自動車道		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	590	62	○	④	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 フヂガノ	長山	350	55	○	⑤	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 ハネ	小申田程野	280	85	○	⑥	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 宮野瀬	約束田	4,000	214	○	⑦	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 イノサコ	内野	300	63	○	⑧	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 横荒	岩川花ノ木	1,000	263	○	⑨	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 橋ノ本	上八川南第1	140	350	—	⑩	吾北 地区
開設	自動車道		上八川上分 カゲ野	カゲ野	600	206	○	⑪	吾北 地区
開設	自動車道		小川東津賀才 休場	穴瀬	1,100	144	○	⑫	吾北 地区
開設	自動車道		上八川下分 山口	山口	1,500	163	○	⑬	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 丸石	柳野高樽	500	254	○	⑭	吾北 地区
開設	自動車道		下八川 東屋敷	横野	500	105	○	⑮	吾北 地区

開設	自動車道		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	500	155	○	⑯	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 東野獄	松ノ木仲井谷	500	122	○	⑰	吾北 地区
開設	自動車道		小川新別 小倉川向	新別丸大野	1,500	109	○	⑱	吾北 地区
開設	自動車道		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	2,000	1,897	○	⑲	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	小川東津賀才 東谷	南越須別当	4,000	200	○	⑳	吾北 地区
開設	自動車道	林業 専用道	上八川下分 葛川	枝川島ヶ峰	5,000	250	○	㉑	吾北 地区
開設	自動車道		越裏門 イル谷	越裏門大森	39,000	1,159	○	㉒	本川 地区
開設	自動車道	林業 専用道	戸中 土居屋敷	戸中程野	3,200	115	○	㉓	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ藪	大森藤木谷	1,000	57	—	㉔	本川 地区
開設	自動車道	林業 専用道	葛原 葛原山	葛原山	3,000	104	○	㉕	本川 地区
開設	自動車道		大森 東ノ藪	大森戸中	7,000	296	○	㉖	本川 地区
開設	自動車道		中野川 キリノサコ	キリノサコ	4,000	254	—	㉗	本川 地区
開設	自動車道		葛原 宮谷	名の谷中野川	10,000	852	○	㉗-2	本川 地区
開設 計					28 路線				
					98,150 m				

拡張	自動車道 (舗装)		中追 平川	中追西	1 箇所 1,500	85	○	㊸	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中追 スケガサコ	北谷支	1 箇所 550	90	—	㊹	伊野 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 堂ノ向	東谷大森	1 箇所 2,200 2 箇所 1 箇所	592	○	㊺	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		上八川上分 奥瀬戸	川窪芥川	1 箇所 1 箇所	334	—	㊻	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 妙見	谷屋敷	8 箇所	262	○	㊼	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		上八川下分 石船	大久保	2 箇所 1 箇所	162	○	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 岸ノ下	程野支	1 箇所 1,300 4 箇所 1 箇所 1 箇所	254	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		小川新別 小倉	新別仲井谷	1 箇所 1 箇所	100	—	㊿	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 大本	中峰	1 箇所 1,100 7 箇所 1 箇所	74	—	㊽	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁)		上八川上分 南川	南川	1 箇所 300 1 箇所	83	—	㊾	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 柳ヶ坂	川原田	1 箇所 2,064	115	○	㊿	吾北 地区

拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		小川東津賀才 宮野瀬	約束田	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所	337	○	③⑨	吾北 地区
拡張	自動車道 (局部改良) (橋梁)		清水上分 ナロ	鈴山	1 箇所 1 箇所	82	—	④⑩	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川下分 須別当	須別当	1 箇所 220	160	○	④⑪	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		上八川上分 和十市	川窪島ヶ峰	1 箇所 1,900	155	○	④⑫	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (橋梁)		小川柳野 イデノオク	柳野カゲ	1 箇所 1,494 1 箇所	50	○	④⑬	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		小川縦ノ木山 境谷	境谷	1 箇所	61	—	④⑭	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (橋梁)		小川縦ノ木山 堂ノ向	堂ヶ内	1 箇所 3,600 1 箇所 1 箇所	158	—	④⑮	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		清水下分 フジノトウゲ	松ノ木川窪	1 箇所 1,418	40	○	④⑯	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		小川柳野 ナカゴヤ	大峠	1 箇所 1,214	62	○	④⑰	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装)		下八川 大野内	土居柳野	1 箇所 3,000	1,429	○	④⑱	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良)		上八川上分 カゲ野	カゲ野	1 箇所 1,700 2 箇所 2 箇所	206	○	④⑲	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		小川東津賀才 休場	穴瀬	1 箇所 1,782 5 箇所 1 箇所 1 箇所	36	○	④⑳	吾北 地区

拡張	自動車道 (舗装)		小川東津賀才 上石ガミ	成川北	1 箇所 3,000	162	—	⑤1	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 上トンボ	程野黒丸	1 箇所 1 箇所 4 箇所	1,272	○	⑤2	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良) (幅員改良)		小川縦ノ木山 山尾	大野高樽	1 箇所 2,000 3 箇所 1 箇所	1,897	○	⑤3	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		上八川上分 川井	木折山	2 箇所	195	○	⑤4	吾北 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		清水下分 ホコ石	馬路	1 箇所	136	○	⑤5	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (局部改良) (橋梁)		清水上分 カショウ	程野1号	1 箇所 2,000 1 箇所 1 箇所 1 箇所	81	—	⑤6	吾北 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良) (橋梁)		上八川下分 本荒	成川	1 箇所 1 箇所 3 箇所	712	—	⑤7	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (局部改良)		清水上分 瀧ノ上エ	程野敷楨	1 箇所 3,965 1 箇所	173	○	⑤7-2	吾北 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全) (橋梁)		寺川 秋切	寺川秋切	1 箇所 2,400 1 箇所 1 箇所	377	—	⑤8	本川 地区

拡張	自動車道 (舗装)		足谷 中川	足谷	1 箇所 2,100	283	○	⑤9	本川 地区
	(法面保全)				2 箇所				
	(局部改良)				2 箇所				
	(橋梁)				2 箇所				
拡張	自動車道 (舗装)		越裏門 イル谷	越裏門大森	1 箇所 2,000	1,159	○	⑥0	本川 地区
	(法面保全)				3 箇所				
	(局部改良)				2 箇所				
	(橋梁)				2 箇所				
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		中野川 エトコ	中野川長又	1 箇所 340 3 箇所	288	○	⑥1	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		桑瀬 長又	寒風大座礼西	1 箇所 4,500	1,829	○	⑥2	本川 地区
	(法面保全)				5 箇所				
	(局部改良)				2 箇所				
	(橋梁)				4 箇所				
拡張	自動車道 (舗装)		寺川 土居	寺川	1 箇所 1,683	592	—	⑥3	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		中野川 大畝	中野川	1 箇所 703	75	—	⑥4	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装) (法面保全)		高藪 土居	高藪	1 箇所 946 1 箇所	60	—	⑥5	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁)		戸中 黒竜	長沢川口	3 10 箇所	1,816	○	⑥6	本川 地区
拡張	自動車道 (橋梁)		越裏門 宮ノ内	越裏門白猪谷	1 箇所	32	—	⑥7	本川 地区
拡張	自動車道 (舗装)		足谷 土居	足谷土居	1 箇所 1,592	64	—	⑥8	本川 地区
拡張	自動車道 (局部改良)		戸中 ナラノキ畝	戸中	1 箇所	3	—	⑥9	本川 地区

拡張	自動車道 (法面保全)		大森 大西	大森	1 箇所	54	—	㉞	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		高藪 土居	笠成	1 箇所	67	—	㉟	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全)		葛原 本モ家	郷じ藪	1 箇所	61	—	㊱	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (局部改良)		長沢 立橋	長沢立橋	1 箇所 2 箇所	102	—	㊲	本川 地区
拡張	自動車道 (法面保全) (橋梁) (トンネル)		脇の山 根藤	一の谷脇の 山	1 箇所 1 箇所 3 箇所	355	○	㊳	本川 地区
拡張 計					48 路線				
				舗装	30 箇所 54,571 m				
				局部改良	35 箇所				
				橋梁	44 箇所				
				法面保全	47 箇所				
				幅員改良	1 箇所				
				トンネル	3 箇所				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 細部路網に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 その他必要な事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 3 林野火災の予防の方法
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 5 その他必要な事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

4 その他必要な事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区 域 名	林 班	区域面積 (ha)
伊野北	(伊野地区) 001～067	4,735.37
伊野南	(伊野地区) 068～110	2,767.24
下八川	(吾北地区) 001～013, 192～203	1,531.15
小川	(吾北地区) 014～075	5,088.30
上八川	(吾北地区) 076～087, 137～191	4,394.25
清水	(吾北地区) 088～096, 112～136	2,530.19
程野・ヲヲモト	(吾北地区) 097～111, (本川地区) 011～013	1,385.64
下本川	(本川地区) 001～010, 068～115	4,208.28
中本川	(本川地区) 014～042, 066～067	1,931.54
上本川	(本川地区) 043～065	1,855.16

2 生活環境の整備に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

6 経営管理制度に基づく事業に関する事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。

7 その他必要な事項

令和3年3月22日公表の森林整備計画のとおり。